

電気工事施工管理	建築施工管理	土木施工管理
一 電気工事施工管理に係る一級の第一次検定に合格した者であつて、電気工事士法(昭和三十九年法律第二百三十号)による第一次検定に合格した後、電気工事士試験に合格した者は、電気工事施工管理に関する実務の経験を有する者 二 工事士法による第一次検定に合格した後、電気工事士試験に合格した者は、電気工事施工管理に関する実務の経験を有する者 以上は、第一種電気工事士試験に合格した後、電気工事施工管理に関する実務の経験を有する者	一 建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)による第一次試験に合格した後建築施工管理に係る五年以上実務の経験を有する者 二 建築士法による一級建築士試験に合格した後建築施工管理に係る三年以上実務の経験を有する者 以上を含む三年以上実務の経験を有する者	一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験に合格した後、建設部門に係る五年以上実務の経験を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。 二 技術士法による第二次試験に合格した後、建設部門に係る五年以上実務の経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)による第一次試験に合格した後、建築施工管理に係る五年以上実務の経験を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

○国土交通省告示第五百十三号  
施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第五条第一項第六号の規定に基づき、同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。  
令和五年五月十二日

施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。  
一 号の表の上欄に掲げる検定種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

- 1 施工技術検定規則(以下「検定規則」という。)第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。  
2 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。  
3 改正令の施行の日以後に前二号に該当することとなつた者は、建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者は、この告示は、令和六年四月一日から施行する。

#### 附 則

- 1 建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和三年国土交通省告示第九十八号)は、廃止する。

二 電気工事施工管理に係る一級の第一次検定に合格した者であつて、電気工事士法による第一次検定に合格した後、電気工事士試験に合格した者は、第一種電気工事士試験に合格した後、電気工事施工管理に係る特定実務経験を有する者

識及び経験を有すると認める者

前項に定めるもののほか、第一号から第三号までに掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。)の施行の日から令和十一年三月三十日までの間において、第四号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「旧令」という。)第三十七条第一項各号に現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に、受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格し、かつ、旧令第三十六条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつた者

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「旧令」という。)第三十七条第一項各号に現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に、受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格し、かつ、旧令第三十六条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつた者

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「旧令」という。)第三十七条第一項各号に現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に、受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格し、かつ、旧令第三十六条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつた者

## ○国土交通省告示第五百四十四号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第一号ハの規定に基づき、同号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第一号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第一号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した者であつて、同検定種別に係る建設機械の操作について六年以上実務の経験（当該建設機械を操作し建設工事を施工した経験に限る。）を有する者

二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第一号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第二項第一号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第一号イ又は口に現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第一号イ又はロに該当することとなつた者  
三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の  
受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

**附 則**

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十九号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五百五十五号  
施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第二号ハの規定に基づき、同号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第二号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第二号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 技術士法（昭和五十八年法律第二十号）による第二次試験（技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）に合格した後受検しようとする検定種別に関し一年以上実務の経験を有する者

二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第二号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第二項第二号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第二号イ又は口に現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第二号イ又は口に該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

附 則  
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

## ○国土交通省告示第五百十六号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第一項第三号ハの規定に基づき、同号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第三号イ又は口に掲げる者と同等以上

者を定める件

施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第三号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。  
一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士試験に合格した後受検しようとする検定種別に

- 二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第三号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者
- 2 前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第二項第三号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

- 一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第二号イ又は口に現に該当している者二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第一号イ又は口に該当することとなつた者三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

## 附 則

○国土交通省告示第五百十七号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第四号ハの規定に基づき、同号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 次の表の上欄に掲げる検定種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

電気工事施工管 理	電気通信工事施 工	電気通信工事施 工
電気通信工事施 工	電気通信工事施 工	電気通信工事施 工

二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2

(前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第三項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第二号イ又はロに現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第二号イ又はロに該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

**附 則**

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第百号）は、廃止する。

**○国土交通省告示第五百十八号**

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第一項第二号の規定に基づき、特定実務経験を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

**特定実務経験を定める件**

施工技術検定規則第五条第一項第二号に規定する特定実務経験は、次に掲げる要件に適合する実務の経験とする。

一 請負代金の額が四千五百万円以上の建築一式工事以外の建設工事又は請負代金の額が七千万円以上 の建築一式工事における実務の経験であること。

二 監理技術者（特例監理技術者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項に規定する特例監理技術者をいう。）を含む。若しくは主任技術者（いずれも同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）による指導を受けた実務の経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての実務の経験であること。）

**附 則**

この告示は、令和六年四月一日から施行する。



## ○国土交通省告示第五百二十号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七条の三第四号の規定に基づき、国土交通大臣が建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する件

建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件(平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>建設業法施行規則第七条の三第四号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者を次のとおり定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学院を置く大学において建設業法施行規則第一条に規定する学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第一百二条第二項の規定により大学院に入学した後三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法第一百四条第七項の規定により学士の学位(専攻の区分が建設業法施行規則第一条の表に掲げる学問であるものに限る。)を授与された後三年以上実務の経験を有するもの</p> <p>四 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第一条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成六年文部省告示第八十四号)、第二条に規定する専門士又は同規定第三条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者</p>	<p>建設業法施行規則第七条の三第四号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者を次のとおり定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学院を置く大学において建設業法施行規則第一条に規定する学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第一百二条第二項の規定により大学院に入学した後三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法第一百四条第七項の規定により学士の学位(専攻の区分が建設業法施行規則第一条の表に掲げる学問であるものに限る。)を授与された後三年以上実務の経験を有するもの</p> <p>四 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第一条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成六年文部省告示第八十四号)、第二条に規定する専門士又は同規定第三条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>五 (略)</p> <p>六 第一号から第三号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者</p>
(新設)	

この告示は、令和五年七月一日から施行する。  
附 則

## ○国土交通省告示第五百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定に基づき、建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件を次のように定める。

令和五年五月十二日

建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件

建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成元年建設省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十  
五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者  
と同等以上の能力を有する者を次のように定  
める。ただし、第一号又は第四号の規定によ  
る認定の有効期間は、五年とする。

一、四 （略）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十  
五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者  
と同等以上の能力を有する者を次のように定  
める。

一、四 （略）  
(新設)

五 第一号又は前号の規定による認定（建  
設業法第十五条第二号ハの規定により同  
号イに掲げる者と同等以上の能力を有す  
る者を定める件の一部を改正する件（令  
和五年国土交通省告示第五百二十一号）  
附則第二項の規定による廃止前の平成七  
年建設省告示第千三百号の規定により行  
われた当該認定の更新を含む。以下同  
じ。）の有効期間の満了の日までに建設業  
法第二十六条第四項の登録を受けた講習  
(以下「監理技術者講習」という。)を受  
講し、その後も継続して直前に受講し  
た監理技術者講習の有効期間（監理技術  
者講習を受講した日の属する年の翌年か  
ら起算して五年の期間をいう。以下同  
じ。）が満了する前に監理技術者講習を受  
講している者であつて、最後に受講した  
監理技術者講習の有効期間が満了してい  
ない者。

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

六 第一号又は第四号の規定による認定が有効期間の満了により効力を失つた者のうち、当該認定の有効期間の満了の日(やむを得ない理由のため当該認定の更新を受けることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日)の翌日から起算して六月を経過しない日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。

七 監理技術者講習の有効期間が満了したことにより第五号、前号又はこの号に該当しなくなつた者のうち、当該監理技術者講習の有効期間の満了の日(やむを得ない理由のため監理技術者講習を受講することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日)の翌日から起算して六月を経過しない日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。

#### 附 則

#### 2 1 この告示は、公布の日から施行する。 (新設)

#### 2 1 この告示は、公布の日から施行する。

- 二 本則第一号又は第四号の規定による認定の日から有効期間(この項に規定する有効期間をいう。以下同じ。)の満了により効力を失う前の本則(第二号及び第三
- 二 本則第五号の規定による認定 当該認定の日から有効期間(この項に規定する有効期間をいう。以下同じ。)の満了によ

五 その受けたこの告示(第二号及び第三号を除く。)の規定による認定(その更新を含む。)が有効期間(附則第二項に規定する有効期間をいう。)の満了により効力を失つた者で、当該認定の有効期間の満了の日(やむを得ない理由のため、当該認定の更新を受けることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日)の翌日から起算して六月を経過しない日までに建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第十五条第二号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めるもの。

2 1 この告示は、令和五年七月一日から施行する。  
平成七年建設省告示第千三百号は、廃止する。

#### 附 則

号を除く。)の規定による認定(その更新を含む。)の有効期間の満了の日から起算して五年を経過した日まで

## ○国土交通省告示第五百二十二号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号）の施行に伴い、建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件等の一部を改正する告示（建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件の一部改正）

第一条 建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

（建設業法施行令第四十二条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正）

第二条 建設業法施行令第四十二条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件（昭和六十三年建設省告示第二千三百十八号）の一部を次のように改正する。

制定文及び題名中「第四十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

（建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件の一部改正）

第三条 建設業法施行令第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件（令和三年国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

制定文、題名及び本則中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

附 則  
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

## ○国土交通省告示第五百二十三号

建築施工管理について種別を定める等の件等を廃止する件

令和五年五月十二日

次に掲げる告示は、廃止する。

一 令和三年国土交通省告示第九十七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和四十六年建設省告示第二百九十二号）

二 建築施工管理について種別を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）

三 土木施工管理について種別を定める等の件（昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号）

四 建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十七号）

五 建設機械施工管理について種別を定める等の件（令和三年国土交通省告示第百二号）

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

## ○国土交通省告示第五百二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの規定に基づき、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する件

令和五年五月十二日

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件

令和五年五月六日から適用する。

なお、昭和四十七年建設省告示第三百五十三号は、廃止する。

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表

の下欄に掲げる試験又は免許

土木工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は土木施工管理とするもの
二 （略）	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの 二 （略）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を次のとおり定め、昭和六十三年六月六日から適用する。  
なお、昭和四十七年建設省告示第三百五十三号は、廃止する。  
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

土木工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は一級の土木施工管理とするもの 二 （略）
二 （略）	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの 二 （略）

## 改正後

## 改正前

電気工事業	石工事業 塗装工事業	とび・土工工事業	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの
一 気工事施工管理とするもの 二 （略）	技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの 一 気工事施工管理とするもの 二 （略）	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするもの 二 （略）	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの 二 （略）

電気工事業	石工事業 塗装工事業	とび・土工工事業	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの
一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの 二 （略）	建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするもの 一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の電気工事施工管理とするもの 二 （略）	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、一級の土木施工管理又是一級の建築施工管理とするもの 二 （略）	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの 二 （略）

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

管工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の管工事施工管理とするもの 二 （略）
鋼構造物工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの 二 （略）
舗装工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は土木施工管理とするもの 二 （略）
しゅんせつ工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの 二 （略）
機械器具設置工事業	（略）
電気通信工事業	一 技術検定（第一次検定に限る。）のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの 二 （略）
造園工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の造園施工管理とするもの 二 （略）
さく井工事業	（略）
水道施設工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの 二 （略）
清掃施設工事業	（略）
解体工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの 二 （略）

管工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の管工事施工管理とするもの 二 （略）
鋼構造物工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの 二 （略）
舗装工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は土木施工管理とするもの 二 （略）
しゅんせつ工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの 二 （略）
機械器具設置工事業	（略）
電気通信工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの 二 （略）
造園工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の造園施工管理とするもの 二 （略）
さく井工事業	（略）
水道施設工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの 二 （略）
清掃施設工事業	（略）
解体工事業	一 建設業法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの 二 （略）

附 則  
この告示は、令和五年七月一日から施行する。